

永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例を次のように公布する。

令和7年12月2日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第30号

永平寺町子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 天候に左右されない遊びの機会を提供し、子どもの健全育成及び安心して子育てができる環境の充実を図るため、子どもの屋内遊び場(以下「遊び場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 遊び場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
永平寺町子どもの屋内遊び場 (愛称 えいぱーく)	永平寺町松岡吉野塚第15号44番地

(利用時間及び休日)

第3条 遊び場の利用時間及び休日は、規則で定める。

(利用できる者の範囲等)

第4条 遊び場を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの者(以下「未就学児」という。)及びその保護者
その他当該就学前子どもの付添人(18歳以上の者に限る。以下「保護者等」という。)
- (2) 前号の保護者等に同伴する児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間
にある者をいう。以下「小学生等」という。)
- (3) 子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体
- (4) その他町長が適当と認めた者

2 前項第1号及び第2号の未就学児及び小学生等が遊び場を利用するときは、保護者等が同伴し、その安全確保に責任を負うこととする。

(利用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 遊び場の施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(行為の禁止)

第6条 遊び場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となる行為
- (2) 遊び場の施設、設備又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
- (3) 許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立札の設置又はこれらに類する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、遊び場の管理上支障があると認められる行為

2 町長は、利用者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退去を命じ、又は必要な措置を講ずることができる。

(使用料)

第7条 遊び場の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、遊び場の利用を終えたときは、速やかに施設及び設備の整理整頓を行い、これを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、遊び場の利用に際しその責めに帰すべき理由により施設、設備又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年12月19日から施行する。